

函館市業務委託最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が一般競争入札または指名競争入札により業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、予定価格が100万円を超える次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 給食調理業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(最低制限価格の算定方法)

第3条 対象業務の最低制限価格は、当該対象業務の予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった各費用について、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める北海道地区の最低賃金をいう。）により算出された額以上とする。
- (2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(5) 上記以外の経費に 10 分の 8 を乗じて得た額

2 前項の規定によりがたい業務については、その予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（最低制限価格の記載）

第 4 条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第 5 条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告および指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

（落札者の決定）

第 6 条 最低制限価格を下回る価格の申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（委任）

第 7 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。